

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第25号

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年小牧市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1 体育館の項中「210」を「220」に、「1面1時間につき100」を「1面1時間につき 110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。